

【質問】

カルテを開示してもらえません。どのようにするとよいですか。

【回答】

医療機関に、開示されない理由を尋ねてみましょう。

厚生労働省の通知では、「医療従事者等は、患者等が患者の診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じなければならない」とされています。医療機関に、開示されない理由を尋ねてみましょう。

なお、次に掲げる事由に該当する場合には、診療情報の提供の全部又は一部を提供しないことができるのとされています。

•診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがあるとき

（例）患者の状況等について、家族や患者の関係者が医療従事者に情報提供を行っている場合に、これらの者の同意を得ずに患者自身に当該情報を提供することにより、患者と家族や患者の関係者との人間関係が悪化するなど、これらの者の利益を害するおそれがある場合。

•診療情報の提供が、患者本人の心身の状況を著しく損なうおそれがあるとき

（例）症状や予後、治療経過等について患者に対して十分な説明をしたとしても、患者本人に重大な心理的影響を与え、その後の治療効果等に悪影響を及ぼす場合。

※個々の事例への適用については個別具体的に慎重に判断することが必要である。

【参考通知】

「診療情報の提供等に関する指針の策定について」（平成15年9月12日付け医政発第0912001号（一部改正：令和5年1月25日付け医政発0125第7号）